

# 地域連携薬局の要件

	要件	具体的な基準
1	患者に配慮した 構造設備 (法第6条の2第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏れないよう配慮した設備の設置</li><li>○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</li></ul>
2	他の医療提供施設 との情報共有 (法第6条の2第1項第2号)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加</li><li>○ 地域の医療機関の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備</li><li>○ 上記の報告・連絡を行った実績（月平均30回以上）</li><li>○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備</li></ul>
3	安定的に薬剤を 供給する業務の体制 (法第6条の2第1項第3号)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 開店時間外の相談応需体制の整備</li><li>○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備</li><li>○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備</li><li>○ 麻薬の調剤応需体制の整備</li><li>○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室の共同利用を含む）</li><li>○ 医療安全対策の実施</li><li>○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置</li><li>○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置</li><li>○ 従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施</li><li>○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績</li></ul>
4	在宅医療への対応 (法第6条の2第1項第4号)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績）</li><li>○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制</li></ul>